

第1回 江戸川区景観計画策定委員会 議事録要旨

日 時：平成20年10月7日(火)
午後3時30分～午後5時30分
場 所：タワーホール船堀 第307会議室

1. 委員委嘱

- ・委員13名を委嘱(委員名簿は資料2)

2. 委員長・副委員長の選出

- ・委員長は進士五十八委員、副委員長は大江新委員。

3. 委員会の進め方

- ・区民、区職員の意見を可能な限り集め2年間で計画の策定を進める。

4. 江戸川区景観計画における現況特性について説明(資料4)

5. 委員会における各委員の意見

1) 景観法について

景観法は、全国一律の基準が設けられているわけでないため住民本位の地方自治の典型と言える。

景観とは、看板や建物に対して規制するだけと思われがちだが、規制だけが景観づくりではない。

2) 景観計画の目標について

(1) 景観とは

景観は、歴史や文化、音や匂いなど、目に見えないものも含み、様々な要素がある。

江戸川には自然、歴史、文化など様々な要素があり、その多様な“顔”が見えるほど豊かなまちである。

景観は、時間が経過すると風景になり、風土となる。

(2) 江戸川区景観計画とは

景観計画とは、基盤整備のみならず、暮らしの風景をつくるまちづくりの総仕上げである。

江戸川区民であることにプライドが持てるよう、将来に夢の持てる計画とする。

景観は長い年月を経て出来上がるものであるため、景観計画は寿命の長い計画である。

守る風景のみならず、これから創る風景についても検討する。

課題改善のみならず、まちの良い景観を伸ばす前向きな考えの下、江戸川区の魅力を伝えていく。

3) 景観形成の方向性について

区民が積極的に参画し、にぎわいの感じられる景観を生み出すしくみをつくる。

景観をつくることが重要であると共に、景観を判断する人の感覚やバランスを育てる景観教育が非常に重要である。

環境が荒廃すると人心も荒廃してしまう。身の回りの煩雑な景観を整えていくことが重要である。

地区ごとに景観協議会を立ち上げるなどして、地域ごとの個性化を図り、まちの魅力を向上させる。

江戸川区は、人柄、意識、関心事、風習など地域特性があるので、区内一律ではなくエリアごとに方向性を示す必要がある。

江戸川区民のパワーをどのように活かすかが重要なポイントとなる。

4) 景観を形成する要素について

(1) 水と緑

まちの基軸をなす水とみどりを活かした風景づくりの計画とする。

緑を阻害する景観、色がある部分に違和感を覚える。緑を美しく見せることを基本としたい。

桜が魅力となっており、魅力向上を図るため河川浄化や休憩スペースの設置なども重要である。

(2) 農地

農地や花卉生産の風景は、区の特徴であり、四季を感じさせてくれる重要な場所である。

農地は古くからあるだけでなく、現在も生活の中で使われている生きた景観である。

都市では相対的に農地の価値を認める人が増えており、農地の価値を見直すときでもある。

都市農家では、莫大な相続税負担、後継者不足、周辺の開発による生産環境条件の悪化などの問題を抱えており、都市農地を維持するためには苦勞を強いられているため、それらに対する支援を必要としている。

(3) 地名

地名は、遺跡などと同様に大切な文化資産であり、将来に残すべきものである。

(4) 建物の高さ

駅周辺など街中については、高層建築物があることでにぎわいを生み出しているだろう。

高いところから街の全体を俯瞰することで、まちを知ることできる。

(5) まちなかの色

色については比較的誰もがわかりやすく、ものづくりのきっかけとなる。

まちなかの色が、活気を超えて煩雑になっている部分については整理が必要がある。

5) 景観教育について

景観を判断する人の感覚やバランスをつくる景観教育が求められる。特に区の将来を担う子どもたちに対しての景観教育は重要である。

自分たちのまちを知る景観教育として体験教育を展開すべきである。

エコセンターの協力により、区内小・中学校にて景観に関する授業を開催できるとよい。
景観教育の中で、農地はフィールドとして、色は景観を考えるツールとして利用できる。

委員出席状況：1名欠席（大江委員）